

# 令和5年度 子育て世帯加算給付金（1人5万円）申請書（請求書）

受付印

豊川市長 殿

裏面の【誓約・同意事項】をすべて確認し、チェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

## 1. 申請・請求者（世帯主）

フリガナ 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和	
	年 月 日	電話 ( )

令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合のみ記入)	
----------------------------------	--

## 2. 給付金対象児童（基準日（令和5年12月1日）時点で18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童）

・基準日の翌日から令和6年8月31日までに生まれた同一生計の児童や、別居となっているが同一生計の児童も支給対象となります。

※ただし、児童養護施設等に入所している児童は支給対象となりません。

	フリガナ 氏名	生年月日	生計の別	同居・別居の別	住所 (別居の場合のみ令和5年12月1日時点の住所を記入)
1			<input type="checkbox"/> 同一生計 <input type="checkbox"/> 別生計	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2			<input type="checkbox"/> 同一生計 <input type="checkbox"/> 別生計	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3			<input type="checkbox"/> 同一生計 <input type="checkbox"/> 別生計	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
4			<input type="checkbox"/> 同一生計 <input type="checkbox"/> 別生計	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
5			<input type="checkbox"/> 同一生計 <input type="checkbox"/> 別生計	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

## 3. 申請・請求額

対象児童数	× 50,000円 =	円
人		

## 4. 振込口座（1.の申請・請求者名義の口座とします。）

下記の口座への振込を希望します（下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類及び本人確認書類を添付してください。）

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義（カナ）
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでご記入ください	※1. 申請・請求者名義に限る ※通帳の表記に合わせてください
金融機関 コード		支店コード			

⇕ どちらか一方を選択

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義（カナ）
	6桁目がある場合は*欄に記入	※右詰めでご記入ください	※1. 申請・請求者名義に限る ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号番号をご記入ください	1 0 *		

現金による支給を希望します（金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。）

裏面もあります

## 5. 誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、□にチェック（✓）してください。

### 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 子育て世帯加算給付金の支給要件（※1）に該当します。

#### ※1【支給要件】

給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ア 世帯の全員が、令和5年度の住民税が課税されている他の親族の扶養等を受けていません。
- イ 世帯の中に、令和5年度の住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ウ 既に令和5年度 豊川市子育て世帯加算給付金(1人5万円)の支給を受けた児童を含んでいません。
- エ 世帯の中に租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
- オ 2. 給付金対象児童について、他の市区町村から給付金（子ども加算分）の支給を受けていません。

※2 給付金とは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠を財源として給付される現金又は現物をいいます。市町村によって名称、支給方法、金額等が異なる場合があります。

- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、豊川市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 給付金の支給後、給付金の支給要件を満たさないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑤ この申請書は、豊川市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 提出期限である **令和6年9月13日（金）（当日消印有効）** までに提出されない場合は、給付金を給付できません（受取りを辞退したものと取り扱います）。
- ⑦ 不備の書類により給付ができなかった場合、提出期限までに豊川市が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかった時は、申請は取り下げられたものとします。

## 6. 提出書類

- ◎ **令和5年度子育て世帯加算給付金（1人5万円）申請書（請求書）（本書）**
- ◎ **申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）**
  - ・ 申請・請求者のマイナンバーカード（写真付の面のみ）、運転免許証、パスポート、在留カード（両面）、特別永住者証明書、健康保険証の写し等いずれか1点をご用意ください。
- ◎ **受取口座を確認できる書類の写し（コピー）**
  - ・ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

※以下のいずれかに該当する場合は、別途提出書類が必要となります。

- ◎ **令和5年1月2日以降に豊川市に転入した方**
  - ・ **令和5年度住民税課税証明書又は非課税証明書の写し（コピー）が必要となります。**
  - ・ 令和5年1月2日以降に豊川市に転入した方全員分。ただし、収入がない15歳以下の方は提出不要です。
  - ・ 令和5年度豊川市住民税非課税世帯支援給付金又は均等割のみ課税世帯支援給付金を受給済みの方は提出不要です。
  - ・ 住民税非課税証明書は、令和5年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で取得してください。
- ◎ **令和5年12月2日以降に出生した児童や、別居の児童がいる方のみ**
  - ・ 個別にご用意いただく書類が異なりますので、豊川市住民税非課税世帯支援給付金事務局コールセンター（電話0533-56-2354）へお問合せください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。  
(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)